

事 務 連 絡

平成19年2月16日

都道府県  
各 指定都市 障害福祉関係主管課 担当者 様  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

ケアホームにおける重度障害者への支援等について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ケアホームにおける重度障害者への支援等について、平成18年12月26日の障害保健福祉関係主管課長会議において、お示したところですが、この度、別添のとおり整理しましたので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村及び障害福祉サービス関係者等に周知いただくよう、よろしくお取り計らい願います。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

居住支援係 坂本・滝澤

TEL：03-3595-2528（内線：3091）

FAX：03-3591-8914

# グループホーム・ケアホーム入居者の通院介助の利用について

○ グループホーム・ケアホーム入居者の通院介助（ホームヘルプ）の利用を可とする。

◇ グループホーム・ケアホーム入居者の通院介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになるが、慢性疾患の利用者がいる場合、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、下記要件のもと、通院介助（ホームヘルプ）の利用を認める。（平成19年4月から）

- ① 対象者・・・区分1以上、かつ、慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者。
- ② 個別支援計画に位置付けられていること。
- ③ 通院介助の対象回数は、2回/月を限度とする。
- ④ 国庫負担基準額は、障害程度区分にかかわらず、1,760単位/月を適用。